



インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2)-1/5

<ご参考:中銀通達 No17/3/PBI/2015 の邦訳>

第1条

用語の定義につき省略

第2条

- (1) すべての個人、法人(法人格なき団体も含む)はインドネシア国内での取引においてルピアを使用しなければならない。
- (2) 上記(1)項でいう「取引」とは以下のものを指す。
 - a. 支払いを目的とするすべての取引
 - b. 金銭を以て履行しなければならないその他の債務の決済
 - c. ルピア現金の銀行への入金等

第3条

- (1) 第2条(1)項で規定するルピアの使用義務は以下の双方に適用される。
 - a. 現金取引
 - b. 非現金取引
- (2) 上記(1)項 a. でいう「現金取引」とは貨幣を以て支払う取引を指す。
- (3) 上記(1)項 b. でいう「非現金取引」とは現金以外の支払手段や決済メカニズムを利用する取引を指す
(例:小切手、 giro、クレジットカード、デビットカード、ATMカード、電子マネー、送金等)。

第4条

以下の取引は第2条(1)項で規定するルピアの使用義務の対象外とする。

- a. 国家の歳入・歳出予算の執行に伴う特定の取引
- b. 外国から受ける援助、贈与または外国へ供与する援助、贈与
- c. 貿易取引
- d. 外為公認銀行で行なう外貨預金取引(外貨預金の入出金を含む)
- e. 国際金融取引

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載



インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2) - 2/5

第5条

法令に基づいて行なわれる以下の外貨建て取引についても第2条(1)項で規定するルピア使用義務の対象外とする。

- a. 銀行業務を規定する法令に基づいて銀行が行なう外貨建て業務(特に、輸出その他の活動のための外貨建て与信、外貨建てのインターバンク市場取引、外貨建債券、外貨建て劣後債権、外貨建て有価証券の売買、その他運用通達を伴う法令で定められた外貨建ての銀行取引)
- b. 国債に関する法令に基づいて政府が発行する外貨建て有価証券取引
- c. その他法令に基づいて行なわれる外貨建て取引

第6条

第4条 a. でいう「国家の歳入・歳出予算の執行に伴う特定の取引」とは以下のものを指す。

- a. 対外債務の返済
- b. 国内外貨建て債務の返済
- c. 海外からの物品購入
- d. 海外の株式購入
- e. 外貨建て国債の売却に伴う歳入
- f. その他歳入歳出に伴う取引

第7条

第4条 b. でいう「外国から受ける援助、贈与または外国へ供与する援助、贈与」とは受領者が供与者のど
ちらか一方が国外に居住している場合のみを指す。

第8条

(1)第4条 c. でいう「貿易取引」とは以下のものを指す。

- a. インドネシア国関税域内外の物品の輸出入
- b. 国境を越えたサービス提供
 - ・クロスボーダーサプライ(オンライン、コールセンター販売等)
 - ・海外消費 (海外に留学しているインドネシア人や海外の病院で治療を受けているインドネシア人に対する海外でのサービス提供等)

(2)上記(1)項 a. でいうインドネシア国関税域内外の貿易取引に付随する取引(船の接岸、コンテナの揚げ降ろし、港でのコンテナの一時預かり、空港での停機等)は貿易取引には含まず、ルピア使用義務の

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357



りそな銀行アジアニュース

2015年5月7日
りそな銀行 国際事業部

対象である。

インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2)-3/5

第9条

- (1)第4条 e.でいう「国際金融取引」とは支払いの提供者か受領者のどちらか一方がインドネシア国外の居住者である場合のみを指す
- (2)上記(1)項でいう国際金融取引の支払いの提供者がインドネシアの銀行である場合、同銀行は外国当事者とのルピアを対価とする外貨取引に関する規定を遵守しなければならない。

第10条

- (1)すべての個人、法人(法人格なき団体も含む)は、支払い目的、ルピアで充足されなければならない債務の決済目的、あるいは、インドネシア共和国域内でのその他の金融取引目的で提供されたルピアの受領を拒否してはならない。
- (2)上記(1)項の定めは以下の場合適用しない。
 - a. 現金取引において受領したルピア貨幣の真偽が疑わしいとき
 - b. 書面での契約にて外貨での支払い、あるいは債務の決済が定められているとき
- (3)上記(2)項 b.でいう書面での契約は以下の条件を満たしている場合のみ有効となる。
 - a. 第4条及び第5条に定めるルピア使用義務対象外取引
 - b. 戦略的なインフラプロジェクト(非銀行事業法人の海外債務実行における注意義務適用について規定する中銀規定で定義されているインフラプロジェクト)の契約で中銀の承認を得ているもの

第11条

第2条(1)項に規定するルピア使用義務の履行を促進するため、事業者は商品代金やサービス代金をルピア建てでのみ記載しなければならない。

第12条

- (1)第2条(1)項に規定するルピア使用義務、第11条に規定する商品、サービス代金のルピア建て記載義務履行に関連する全ての当事者から、中銀は報告や説明、データ提出を要請することができる。
- (2)(1)項で規定する当事者は中銀から要請された報告や説明、データの提出を行わなければならない。

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載



インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2)-4/5

第13条

- (1)中銀は第2条(1)項に規定するルピア使用義務、第11条に規定する商品、サービス代金のルピア建て記載義務履行をモニタリングする(特に非現金取引。現金取引の監督は法執行官と協力する)。
- (2)上記(1)項でいうモニタリングは以下の方法を通じて行う。
- 関連当局が関与し、あるいは関与なしで報告、説明、データ、疎明資料の提出を求める
 - 各当事者への直接的な監督、あるいは
 - 各当事者のモニタリングの一環としての調査のために第三者を任命する

第14条

以下のものは第2条(1)項に規定するルピア使用義務取引の対象外とする。

- 法規に基づき中銀の許可を持つ銀行以外のマネーチェンジャーが行なう両替取引
- 法規に基づきインドネシア国関税域内に外国紙幣を持ち込む、またはインドネシア国関税域外へ外国紙幣を持ち出す行為

第15条

本規定の実施において中銀は第三者(法的権限を持つ当局等)と協働することがある。

第16条

第3条(1)項に規定する非現金取引におけるルピア使用義務履行に関連して、特定の性質を持つ事業者にとって問題がある場合、中銀は本規定の定めを考慮したうえで特例を認める場合がある。(中銀は事業準備、事業継続、投資活動、国家の経済成長等を考慮する)

第17条

第3条(1)項 a.で定める現金取引でのルピア使用義務、または第10条で定めるルピアの受け取り拒否禁止に違反した場合、通貨法(2011年法7号)第33条に定める刑法規定を適用する。

第18条

- (1)第3条(1)項 b.で定める非現金取引でのルピア使用義務に違反した場合、以下の行政処分が科される。
- 警告書
 - 過料
 - 交換決済制度への参加停止
- (2)上記(1)項でいう過料とは取引金額の1%(最高10億ルピア)とする。

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357



りそな銀行アジアニュース

2015年5月7日
りそな銀行 国際事業部

インドネシア国内におけるルピア使用義務について(2) -5/5

第 19 条

第 11 条で定めるルピア代金記載義務、または第 12 条で定める報告、説明、データ提出義務に違反した場合、警告書が発行される。

第 20 条

第 18 条(1)項や第 19 条で定める行政処分のほか、中銀は違反者の営業許可取消や業務停止等を監督当局に進言できる。

第 21 条

- (1)第 10 条(3)項で規定する書面での契約に加え、2015 年 7 月 1 日より前に作成された外貨での支払いあるいは決済についての書面での契約は期日まで引き続き有効である。
- (2)上記(1)項で規定する契約書は第 3 条(1)に規定する非現金取引の外貨での支払いあるいは決済に関するもののみ有効である。
- (3)上記(1)項で規定する契約書の継続、変更は当規定の定めに従わなければならない。ここでいう「変更」とは主に契約当事者及び契約対象に関する変更をいう。

第 22 条

本規定の施行細則は追って中銀通達で定める。

第 23 条

第 3 条(1)項 b.で定める非現金取引のルピア使用義務は 2015 年 7 月 1 日から発効する。

第 24 条

本規定は公布日から発効する。

以上

【出所:インドネシア中央銀行 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載